

参考資料

- 1 市制施行 80 周年記念事業の実施方針
- 2 市制施行 80 周年記念事業推進本部設置要領
- 3 吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議会則
- 4 吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議企画・検討委員会委員公募要項
- 5 吹田市制施行 80 周年記念「キャッチフレーズ」「ロゴマーク」募集要項
- 6 吹田市制 80 周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用要領
- 7 吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業募集要項
- 8 吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業補助金交付要綱
- 9 吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業補助金交付要領
- 10 吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業認定要領
- 11 吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議 委員名簿
- 12 吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議企画・検討委員会 委員名簿



市制施行 80 周年記念事業の実施方針

1 趣旨

本市は、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日に市制施行 80 周年を迎えます。

本市は、これまで高度経済成長期における急成長などを経ながら、先人の英知や努力のもと発展を続け、そして今、更なる飛躍を遂げようとしています。

市制施行 80 周年を 100 周年も見据えた大きな節目と捉え、市民のまちへの愛着や誇りを一層高めるための取組を行い、それを未来に引き継ぎます。

2 基本方針

- (1) 健康医療のまちづくりや中核市移行に向けた取組との連携を図り、市政の更なる成熟を市民に実感していただける取組を実施します。また、大阪万博 50 周年、吹田まつり開催 50 回等と連携した事業を展開します。
- (2) 本市の強みを伸ばす取組や、多様な連携による新たな魅力の創造、市民から魅力が広がる仕掛けづくりを行い、シティプロモーションの取組をより一層推進します。

3 実施期間

平成 32 年度（2020 年度）の 1 年間とします。また、平成 31 年度（2019 年度）は、80 周年に向けた機運の醸成や PR を目的としたプレ事業を実施します。

4 推進体制

(1) 市制施行 80 周年記念事業推進本部

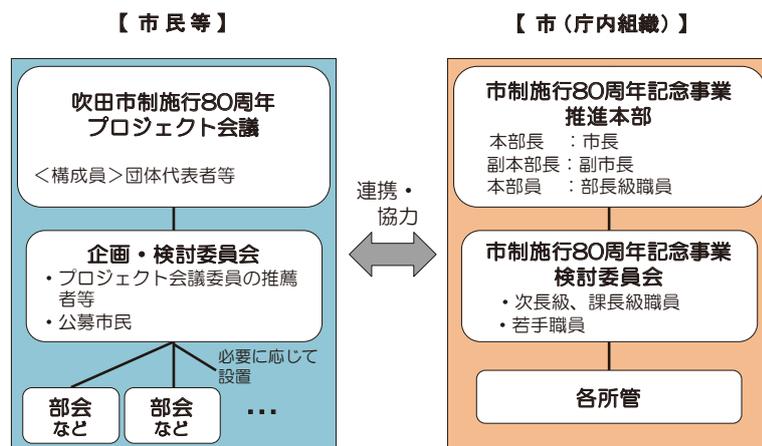
市長・副市長・部長級職員で構成。

…下部組織として、「市制施行 80 周年記念事業検討委員会」（基本は次長級以下の職員で構成。若手職員の意見を取り入れられるような運営を行う）を設置。

(2) 吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議（以下、「プロジェクト会議」）

外部委員（市内団体の代表者、公募市民等）で構成。必要に応じて、下部組織を設置。

（推進体制のイメージ）



5 記念事業の枠組み

(1) メイン事業

市制施行 80 周年を記念して実施する主要な取組。

(2) PR 事業

市制施行 80 周年や記念事業について広報や PR 活動を実施する取組。

(3) 関連事業

市で実施する事業等で、80 周年を記念した企画内容等を伴って実施する取組。

6 スケジュール

平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
実施方針策定	事業計画策定	
		メイン事業 例) 記念式典、各種イベント等
	PR 事業 例) キャッチフレーズ、ロゴマークの制作、グッズ配布等	
	関連事業	

7 記念事業の企画内容及び実施主体

メイン事業及び PR 事業は、市及びプロジェクト会議で連携・協力のもと検討・企画し、事業計画を作成のうえ、企画内容に応じて、市またはプロジェクト会議が実施する。

関連事業は、プロジェクト会議等からの意見を参考にしながら、適宜、市で検討・企画し、実施する。

企画内容（案）については、別紙のとおり。

(別 紙)

市制施行 80 周年記念事業の企画内容（案）

	取組の視点	企画内容	実施主体
メイン事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広く市民が参加・共有できるものとする。 ○ 今後も受け継がれるものや、今後の取組につながるものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 記念式典の開催 ② 記念誌の制作 ③ 市民提案事業への支援 (例)・市民団体等が実施するイベントへの補助 ・協賛イベントの周知 ④ シティプロモーションの充実 (例)・プロモーション楽曲の制作 ・動画コンテストの実施 ⑤ 市民が参加できるイベントの実施 (例)・記念コンサートの開催 ・大阪モノレールとの連携によるビアパーティー等の開催 ・吹田検定の実施 	<ol style="list-style-type: none"> ①～③ 市 ④～⑤ 市またはプロジェクト会議
PR 事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な手法で積極的に市民への周知を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① キャッチフレーズ、ロゴマーク等の制作 ② PR ツールや記念グッズ等の製作、配布、販売 (例)・80 周年記念デザインのすいたんマスコット、ピンバッジ等 ・職員の名札、統一名刺等 ③ HP、SNS等による広報 ④ その他、様々な媒体による周知、広告 	<ol style="list-style-type: none"> ①～④ 市またはプロジェクト会議
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針に沿って、市制施行 80 周年を記念した企画等を盛り込んだものとする。 	各所管で実施する事業 (適宜、検討)	市

市制施行80周年記念事業推進本部設置要領

（設置）

第1条 本市が市制施行80周年を迎えるに当たり、各種記念事業を総合的かつ計画的に推進するため、市制施行80周年記念事業推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 推進本部の所管事項は、次のとおりとする。

- （1）記念事業の計画策定に関する審議調整
- （2）記念事業の実施に関する総合調整
- （3）その他記念事業の推進に関する重要事項

（組織）

第3条 推進本部は、別表1に掲げる者を本部員として組織する。

（本部長及び副本部長）

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

2 本部長は、推進本部の事務を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

（推進本部会議）

第5条 推進本部の会議（以下、「推進本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部会議に推進本部の構成員以外の者の出席を求め、その者から意見を聞き、または説明を受けることができる。

（検討委員会）

第6条 推進本部に市制施行80周年記念事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会の所管事項は次のとおりとする。

- （1）記念事業の計画策定及び推進に係る調査検討に関すること。
- （2）記念事業の計画策定及び推進に係る協議及び調整に関すること。
- （3）その他推進本部から付議された事項の処理に関すること。

3 検討委員会は、別表2に掲げる者を委員として組織する。

4 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は都市魅力部シティプロモーション2推進室長を、副委員長は市民部市民自治推進室長をもって充てる。

5 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

6 検討委員会の委員長は、必要があると認めるときは、会議に検討委員会の構成員以外の者の出席を求め、その者から意見を聞き、または説明を受けることができる。

7 検討委員会の委員長は、必要に応じて下部組織等を設置することができる。

（庶務）

第7条 推進本部の庶務は、都市魅力部シティプロモーション推進室において処理する。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成30年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。

(別表1)

市制施行80周年記念事業推進本部の構成

本部長	市長
副本部長	春藤副市長
	辰谷副市長
本部員	水道事業管理者
	教育長
	危機管理監
	総務部長
	秘書長
	理事（人材育成・女性活躍担当）
	行政経営部長
	理事（中核市移行準備担当）
	税務部長
	市民部長
	理事（人権政策担当）
	都市魅力部長
	理事（シティプロモーション担当）
	理事（文化スポーツ担当）
	児童部長
	福祉部長
	健康医療部長
	健康医療審議監
	環境部長
	都市計画部長
	土木部長
	下水道部長
	消防長
	水道部長
	学校教育部長
	教育監
地域教育部長	
議会事務局長	

(別表2)

市制施行80周年記念事業検討委員会の構成

委員長	都市魅力部シティプロモーション推進室長
副委員長	市民部市民自治推進室長
委員	総務部危機管理室長
	総務部秘書課長
	総務部広報課長
	総務部人事室長
	行政経営部企画財政室長
	行政経営部中核市移行準備室長
	税務部税制課長
	市民部市民総務室長
	市民部人権平和室長
	市民部男女共同参画室長
	都市魅力部地域経済振興室長
	都市魅力部文化スポーツ推進室長
	児童部子育て支援課長
	福祉部高齢福祉室長
	福祉部障がい福祉室長
	健康医療部保健センター所長
	健康医療部北大阪健康医療都市推進室長
	環境部環境政策室長
	都市計画部都市計画室長
	都市計画部計画調整室長
	土木部総務交通室長
	土木部公園みどり室長
	下水道部下水道経営室長
	消防本部総務予防室総括参事
	水道部総務室長
	学校教育部教育総務室長
学校教育部教育政策室長	
学校教育部指導室長	
地域教育部まなびの支援課長	
地域教育部青少年室長	
議会事務局総括参事	

吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議会則

制定 平成 31 年 3 月 6 日

(名称)

第 1 条 本会の名称は、吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）という。

(目的)

第 2 条 プロジェクト会議は、吹田市制施行 80 周年に当たり、吹田市等とともに、市民のまちへの愛着や誇りを一層高める市制施行 80 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施する。

2 プロジェクト会議は、前項の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 記念事業の計画及び実施に関する事項
- (2) 記念事業の予算及び決算に関する事項
- (3) その他、プロジェクト会議が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 プロジェクト会議は、別表に掲げる団体等の構成員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員の任期は平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(役員)

第 4 条 プロジェクト会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人
- (3) 会計 1 人
- (4) 監事 2 人

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長、会計及び監事は、会長が委員のうちから指名する。

4 役員任期は、前条第 2 項の規定にかかわらず、会計決算終了の日までとする。

(役員職務)

第 5 条 会長はプロジェクト会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、必要に応じ会計事務の状況をプロジェクト会議に報告する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、特別の事情があるときは、代理者が出席することができる。

3 会議の議決は、出席委員（代理者を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(企画・検討委員会)

第7条 記念事業の計画の全体的な検討・調整を円滑に行うため、プロジェクト会議に企画・検討委員会を置く。

2 企画・検討委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員又は委員が推薦する者

(2) 公募委員

3 企画・検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は会長が、副委員長は委員長がそれぞれ指名する。

4 企画・検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

5 記念事業の計画・実施を分担して推進するため、必要に応じて企画・検討委員会の下部組織として専門部会（以下「部会」という。）を置き、会長がこれを組織する。

(1) 部会の構成員は、プロジェクト会議の構成員、企画・検討委員会の構成員及びその他の関係者により構成する。

(2) 部会ごとに部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(3) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(会計)

第8条 プロジェクト会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

2 記念事業の実施経費は、補助金及び協賛寄附金等の収入をもって充てる。

(事務局)

第9条 プロジェクト会議の事務を処理するため、吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室内に事務局を置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

(別表)

吹田商工会議所
公益社団法人 吹田青年会議所
NPO 法人 市民ネットすいた
NPO 法人 吹田歴史文化まちづくり協会
株式会社 ジェイコムウエスト吹田局
一般社団法人 吹田にぎわい観光協会

吹田市制施行80周年プロジェクト会議企画・検討委員会委員公募要項

制定 平成31年2月1日

改正 平成31年3月6日

（趣旨）

第1条 この要項は、吹田市制施行80周年プロジェクト会議会則第7条第2項第2号に規定する企画・検討委員会（以下「企画・検討委員会」という）の委員（以下「委員」という。）の公募について必要な事項を定めるものとする。

（応募資格）

第2条 委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- （1） 市制施行80周年記念事業に関し、平日の会議にボランティアで出席し、催しの従事員としても参加できる者
- （2） 吹田市内に住所を有する者、又は市内に通勤、若しくは通学する者
- （3） 応募締切日現在で、18歳以上の者（高校生は不可）
- （4） 吹田市職員でない者

（募集の方法）

第3条 委員の公募の周知は、市報すいたに掲載する記事及び吹田市ホームページにより行う。

2 募集人数は、2人以内とする。

3 応募者は、任意の用紙に住所、氏名、年齢、電話番号、市内在勤又は在学の場合は勤務先又は学校名を記入するとともに、800字程度の作文を提出するものとする。作文のテーマは、「市制施行80周年を記念してやってみたいこと」とする。

（応募資格の審査）

第4条 提出された応募書類は、あらかじめ事務局において第2条の応募資格を満たしているか審査を行う。

（委員の選考）

第5条委員の選考は、次項に掲げる審査委員により行う。

- （1） 企画・検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）
- （2） 企画・検討委員会の副委員長
- （3） 吹田市理事（シティプロモーション担当）

2 審査委員は、前条の審査により応募資格を満たしていることが確認された応募者から提出された作文について、別表の審査基準により審査し、募集人数の範囲内で各審査委員の評価得点の合計が高い者を選考する。

3 選考は、応募者の氏名等を明示せず、任意の番号を付し行うこととする。

4 審査期間は、応募締切後、1か月以内とする。

（選考結果の通知）

第6条 選考結果は、全応募者に文書で通知するものとする。

（庶務）

第7条 委員の公募に関する庶務は、事務局において処理するものとする。

（委任）

第8条 この要項に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、委員長が定める。

(別表)

【審査基準】

- 1 審査委員は、応募者から提出された作文を、次の項目について評価得点を付け、審査するものとする。
 - (1) 論点が整理されており、論理の進め方が適正か。
 - (2) 文章の展開・構成がしっかりしており、わかりやすいか。
 - (3) 自身の意見をわかりやすく述べられているか。

- 2 評価得点は、前項各号にかかる項目ごとに、次の区分に従って採点するものとする。
 - (1) 非常に優れている 5 点
 - (2) 優れている 4 点
 - (3) 普通 3 点
 - (4) やや劣っている 2 点
 - (5) 非常に劣っている 1 点
 - (6) 評価不能 0 点

- 3 各審査委員の評価得点の合計が27 点未満の者は選考の対象外とする。

- 4 第5条第2項の規定により審査した結果、各審査委員の評価得点の合計点が同点となり、選考された者の人数が募集人数を上回った場合には、審査委員の合議により、選考する者を募集人数の範囲内となるよう決定する。

※※ 審査項目3つ × 採点基準3点(普通) × 審査委員3人 = 27点

吹田市制施行80周年記念「キャッチフレーズ」「ロゴマーク」募集要項

1 趣旨・目的

本市は、令和2年(2020年)4月1日に市制施行80周年を迎えます。

市制施行80周年を100周年も見据えた大きな節目と捉え、市民のまちへの愛着や誇りを一層高めるための取組を行い、大きな盛り上がりへとつなげるために、「キャッチフレーズ」と「ロゴマーク」を募集します。

2 作品の要件

(1) キャッチフレーズ

- ・吹田市への思いを簡潔かつ印象的に表現してください。
- ・おおむね20文字以内で、漢字、ひらがな、数字、カタカナ、アルファベットの使用を可能とします。

(2) ロゴマーク

- ・市制80周年を強く印象付け、親しみやすく愛着のある明るい雰囲気としてください。
- ・縦横10センチの枠内にデザインしてください。
- ・色数は自由としますが、拡大・縮小、単色での使用も考慮してください。

3 応募資格

ブロ・アマ・年齢を問わず、どなたでもご応募いただけます。

ただし、吹田市内に在住もしくは在勤、在学の人に限りです。

4 募集期間

令和元年(2019年)7月1日(月)から令和元年(2019年)8月23日(金)まで

※郵送の場合は必着

5 応募方法

- ・キャッチフレーズ、ロゴマークはそれぞれ1人1作品の応募とし、いずれか又は両方に応募することが可能です。
- ・作品の応募は、応募用紙に記入の上、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法でお願いします。
- ・ロゴマークをデータで応募する場合は、JPEG、GIF、PNGまたはPDFのいずれかの形式とし、データサイズは3MB以内としてください(ai形式などの元データは取っておいてください。)
- ・応募用紙は80周年専用のホームページからダウンロードできます。また、市役所シティプロモーション推進室の他、市内の各施設でも配布しています。

6 応募上の注意

- ・すでに他の媒体で発表されている作品や、他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある作品(太陽の塔、ガンバ、すいたん等)は、採用を取り消します。また、既に副賞を進呈したのちにその事実が判明した場合は、副賞を返還していただきます。
- ・採用した作品に関する一切の権利は吹田市に帰属します。また、ロゴマークについては、その使用に関して著作権者は著作者人格権を行使できないものとします。
- ・採用後、必要に応じて補作・修正することがあります。
- ・応募にかかる費用は応募者の負担とし、提出いただいたメディア・書類は返却しません。
- ・応募に際してご提出いただいた書類は、厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。
- ・応募に伴う個人情報について、この事業以外の目的で使用することはありません。ただし、入賞者の氏名等は選考結果発表のために公表することがあります。
- ・送付中やメール送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない

- 等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- ・本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。

7 賞

キャッチフレーズ・ロゴマークそれぞれ

最優秀賞1点（副賞：商品券3万円＋記念品）

優秀賞5点（副賞：商品券5千円＋記念品）

※未成年者の方が受賞した場合の副賞を受け取りについては、保護者の意向を尊重します。

※最優秀賞に選ばれましたロゴマーク及びキャッチフレーズは、市の看板、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等での使用のほか、市が認める事業に対してもその使用を許可します。

8 審査及び結果発表

- ・応募された作品は、吹田市制施行80周年プロジェクト会議で審査し、令和元年(2019年)9月上旬に最優秀作品各1点および優秀賞作品各5点を決定し、市報10月号やホームページ等で公表します。
- ・審査結果については、受賞者本人に連絡した後、市報やホームページ等で公表予定です。
- ・審査内容に関する問合せについては、一切お答えできません。

【お問い合わせ先・応募先】

吹田市制施行80周年プロジェクト会議事務局

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号シティプロモーション推進室内

TEL：06-6318-6371 FAX：06-6384-1292

Mail：suita80th@city.suita.osaka.jp

URL：http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-toshimiryoku/citypr.html

吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク（以下「キャッチフレーズ及びロゴマーク」という。）の適切な使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャッチフレーズ及びロゴマークの図柄)

第2条 キャッチフレーズ及びロゴマークの図柄は、別紙に示すとおりとする。

(キャッチフレーズ及びロゴマークに関する権利)

第3条 キャッチフレーズ及びロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

2 市長は、無断でキャッチフレーズ及びロゴマークを使用している者又は使用しようとしている者に対し、使用の停止及びキャッチフレーズ及びロゴマークを用いて作成された物品等の回収を求める等の措置を講ずるものとする。

(使用承認の申請等)

第4条 キャッチフレーズ及びロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の企画書
- (2) 図柄の使用形態を示す見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (1) 市及びキャッチフレーズ及びロゴマークの信用又は品位の失墜のおそれがある場合
 - (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用されるおそれがある場合
 - (4) 特定の個人又は団体のシンボルマークとして使用されるおそれがある場合
 - (5) 特定の個人又は団体の意匠として使用されるおそれがある場合
 - (6) 責任の所在、頒布先、広報の実施先等が明らかでない場合
 - (7) その他第三者に不利益を与えるおそれがある場合
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認をするときは、吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、使用の承認をしないときは、吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。
- 3 市長は、使用の承認をするときは、これに必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャッチフレーズ及びロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみを使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) キャッチフレーズ及びロゴマークの図柄として定められたデザイン及び色彩（指定色又は単色）を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークの図柄を変形し、若しくは一部分のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。
キャッチフレーズは、所定の図柄のほか、任意の書体で表示することも認める。
- (4) キャッチフレーズ及びロゴマークを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) キャッチフレーズ及びロゴマークを自己のものとして、商標又は意匠に使用しないこと。

(6) 次の文例に従い、吹田市制施行80周年記念のものである旨の明示に努める。

文例1：「令和2年 吹田市は市制施行80周年」

文例2：「2020年 吹田市は市制施行80周年を迎えます」

(7) キャッチフレーズ及びロゴマークを使用する場合にあっては、市が当該事業等を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。

(使用料)

第7条 キャッチフレーズ及びロゴマークの使用に係る使用料は、原則として無料とする。

(使用期間)

第8条 キャッチフレーズ及びロゴマークを使用できる期間は、承認を受けた使用期間とする。ただし、使用期間の限度は令和3年3月31日までとする。

(使用内容の変更)

第9条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用内容について変更しようとするときは、直ちに市長へ申し出て、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者がこの要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に基づき作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 承認を取り消されたことにより使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第11条 この要領に基づく使用の承認は、使用者が自己の商標又は意匠とする等の独占してキャッチフレーズ及びロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、使用者及びその事業等について市が推奨するものと解してはならない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この要領による使用の承認の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャッチフレーズ及びロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 使用者は、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(使用承認の状況等の公開)

第14条 市長は、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用促進を図る観点から、その使用承認の状況等を公開することができる。

(使用実績等の報告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、使用状況又は実績の報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日まで適用する。

(別紙)

吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク図柄

吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ及びロゴマーク使用要領第2条に規定する図柄は次のとおりとする。

使用する場合には、次の文例に従い、吹田市制施行80周年記念のものである旨の明示に努めるものとする。

文例1：「令和2年 吹田市は市制施行80周年」

文例2：「2020年 吹田市は市制施行80周年を迎えます」

①キャッチフレーズ及びロゴマーク（一体型）



②キャッチフレーズのみ

I ^愛ある SUiTA! ^{発展}80 吹田!

※任意のフォントによる表示も可とする。

表示例：I（愛）ある SUiTA! 80（発展）吹田！

③ロゴマークのみ



吹田市制施行 80 周年記念

市民企画事業

【募集要項】



愛 **I** ある **SUI**TA! **80** 吹田! 発展

◀受付・お問い合わせ▶

吹田市制施行80周年プロジェクト会議事務局

(吹田市 都市魅力部 シティプロモーション推進室内)

所在地：〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6318-6371

FAX：06-6384-1292

メール：city-pro@city.suita.osaka.jp

吹田市制施行80周年を記念する事業の経費を支援します！

令和2年（2020年）4月1日、吹田市は市制施行80周年を迎えます。

吹田市制施行80周年プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」といいます。）では、市民団体等による主体的な記念事業への取組を支援するため、「吹田市制施行80周年記念市民企画事業」を募集します。申請の中から審査により支援する事業を決定し、補助金の交付等を行います。記念すべき年と一緒に盛り上げましょう。

なお、プロジェクト会議は、市内事業所や非営利活動法人の代表と公募委員で構成された市制施行80周年記念事業を企画、実施する団体で、次の実施方針を市と共有し、市と連携・協力して取組を進めています。

市制施行80周年記念事業の実施方針（一部抜粋）

1 趣旨

本市は、令和2年（2020年）4月1日に市制施行80周年を迎えます。

本市は、これまで高度経済成長期における急成長などを経ながら、先人の英知や努力のもと発展を続け、そして今、更なる飛躍を遂げようとしています。

市制施行80周年を100周年も見据えた大きな節目と捉え、市民のまちへの愛着や誇りを一層高めるための取組を行い、それを未来に引き継ぎます。

2 基本方針

- (1) 健康医療のまちづくりや中核市移行に向けた取組との連携を図り、市政の更なる成熟を市民に実感していただける取組を実施します。また、大阪万博50周年、吹田まつり開催50回等と連携した事業を展開します。
- (2) 本市の強みを伸ばす取組や、多様な連携による新たな魅力の創造、市民から魅力が広がる仕掛けづくりを行い、シティプロモーションの取組をより一層推進します。

1 支援内容

- (1) 補助金の交付
- (2) 吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ、ロゴマークの使用
- (3) 吹田市制施行80周年記念キャッチフレーズ、ロゴマークの入ったのぼり等、イベント用品の貸与
- (4) 吹田市制施行80周年記念事業として、各種媒体での広報

2 対象団体

次の(1)～(4)の項目全てを満たす団体とします。

- (1) 本事業の目的に賛同する任意団体、法人、市民団体等の団体であること（ただし、政治団体、宗教団体は除く）
- (2) 吹田市内を主な活動拠点としていること
- (3) 構成員が3人以上で、そのうち3人以上が吹田市内に在住、在勤、在学していること
- (4) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること
※既存の団体のほか、新たに組織する団体も対象とします。

3 対象事業

(1) 次のア～キの項目全てを満たす事業とします。

- ア 市制施行80周年の盛り上げを図ることを目的として実施するものであること
- イ 市制施行80周年という節目にふさわしく、本市の魅力増進や更なる将来の発展へつながるものであること
- ウ 提案者自らが企画し、実施するものであること
- エ 原則、市内で実施し、市民相互のふれあいを深め、連帯感を増進するものであること

- オ 令和2年4月から令和3年3月までの間に実施するものであること
(ただし、令和2年4月中に事業が完了するものを想定していません)
- カ 既存事業の場合、市制施行80周年を記念して拡充又は追加等した部分が明確に区分できるものであること
- キ 計画から実施まで責任を持って遂行できるものであること

(2) 次のいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- ア 政治団体もしくは宗教団体の活動、又は政治的もしくは宗教的活動と認められる事業
- イ 営利を目的とする事業
- ウ 公序良俗に反する等、適当でないと思われる事業
- エ 他の補助制度により補助金を受けている事業
- オ その他、プロジェクト会議が不適当と認めた事業

4 補助対象経費

(1) 対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

経費の種類	主なもの
報償費	講師、出演者等への謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	講師、出演者等(団体の構成員を除く)の交通費及び宿泊費
消耗品費	文具、その他消耗品等(1個当たり3万円未満のものに限る)
印刷製本費	ちらし、ポスター等の印刷代、コピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
諸経費	その他、プロジェクト会議が当該事業実施に不可欠と認めた経費

※この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適当と認められないものについては、補助対象経費としません。

※補助対象経費となる委託料は、その総額において補助対象経費の総額の2分の1未満であるものです。

(2) 対象とならない経費

団体の管理運営維持に関する経費(人件費、事務所賃借料、光熱水費等)
備品購入費
食事代や茶菓子代、飲み物代等の食糧費
その他、プロジェクト会議が不適当と認めた経費

5 補助金額

(1) 補助金総額

総額240万円の範囲内とします。(予定)

(2) 1事業当たりの補助金額

補助対象経費の4分の3以内で、20万円(既存事業の場合は10万円)を限度とします。ただし、事業の経費から事業の実施に伴う収入を差し引いた額の範囲内とします。(千円未満は切り捨てます。)

【例】

- ① 新規事業、総事業費30万円、補助対象経費25万円

補助対象経費 25万円	補助対象外経費 5万円
-------------	-------------

補助対象経費25万円 × 3 / 4 = 18万7千5百円 ⇒ 交付額は最大18万7千円

- ② 新規事業、総事業費30万円、補助対象経費30万円

補助対象経費 30万円

補助対象経費30万円 × 3 / 4 = 22万5千円 ⇒ 補助金額の上限を超えるため、交付額は最大20万円

- ③ 新規事業、総事業費30万円、補助対象経費30万円、事業の実施に伴う収入15万円

補助対象経費 30万円
事業に伴う収入 15万円

補助対象経費30万円 × 3 / 4 = 22万5千円 ⇒ 補助金額の上限を超えるため限度額は20万円ですが、総事業費から収入を引いた金額の範囲内であるため、交付額は最大15万円。

(3) 補助金額の調整

支援する事業が多数となった場合、補助額を減額する等の調整をする場合があります。

6 申請書類

- (1) 吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業実施計画書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 団体概要書（様式第 4 号）
- (5) 会員名簿（様式第 5 号）
- (6) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの

※（1）～（5）は市のホームページからダウンロードできます。（6）は特に決まった様式はありません。

※申請は 1 団体につき 1 事業に限ります。（複数申請不可）

7 申請書類の提出

(1) 期間

令和 2 年（2020 年）1 月 6 日（月）～令和 2 年（2020 年）2 月 3 日（月）
（土・日曜日、祝日は除く。）

(2) 提出先

吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議事務局
（吹田市シティプロモーション推進室内）

(3) 提出方法

シティプロモーション推進室の窓口（吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 市役所本庁低層棟 3 階
315 番窓口）までお持ちください。

8 審査方法

申請書類の内容をもとに総合的に審査します。

※必要に応じてプレゼンテーションを求められることがあります。

(1) 審査

プロジェクト会議の委員 6 名で審査します。

※審査を行う委員が申請団体の構成員になっている場合は、審査の公平性を期すため、当該団体の審査から外れる

ものとしします。

(2) 審査基準と評価点

ア 審査項目

1	目的の適合性	市民主体で、かつ市制施行 80 周年の節目にふさわしく、盛り上がる事業であるか。
2	手法の妥当性	事業の目的に合った事業手法であるか。
3	吹田らしさ	吹田市の特性に合致する取組、又は特性を生かした取組であるか。
4	シティプロモーションへの貢献	吹田市への誇りや愛着の醸成につながるものであるか。
5	効果性・波及性	事業の成果を多くの市民と共有できるか。あるいは効果が持続したり、新たな取組等のきっかけになるものであるか。
6	交流性	市民相互のふれあいを深め、つながりを強めるものであるか。
7	実現性	無理のない計画、方法、スケジュール等で、実際に実施が可能であるか。
8	予算計画の妥当性	具体的で、事業の内容・規模に合った予算になっているか。

イ 評価点

区 分	評価点
高く評価できる	5点
「高く評価できる」と「普通」の間の評価	4点
普通	3点
「普通」と「あまり評価できない」の間の評価	2点
あまり評価できない	1点

(3) 審査手順

- ア 各事業に対して審査項目ごとに評価点を付け、評価点の合計を求めます。(40点満点)
- イ 評価点が高い順に認定事業を決定します。
- ウ 審査点数の平均点が20点に満たない事業は認定しないこととします。

9 審査結果の通知

審査結果については、認定する、しないに関わらず、令和2年3月中旬頃に「吹田市制施行80周年記念市民企画事業認定申請審査結果通知書」により各団体へ通知します。通知書には、補助金交付予定額を記載します。

※審査結果通知は、あくまでも事業の認定をするものです。正式な補助金交付決定については、新年度予算成立後の4月以降となります。

10 補助金交付の流れ

令和2年4月の初めに次の手順に沿って手続きを行っていただく予定です。認定した事業の団体には別途、補助金交付申請方法に関する案内をお送りします。

(1) 補助金交付申請書の提出

事業認定の通知を受けた団体は、所定の期日までに、「吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付申請書(様式第7号)」を提出してください。申請書には、「事業実施計画書(様式第2号)」「収支予算書(様式第3号)」「会員名簿(様式第5号)」を添付してください。

(2) 交付決定

交付申請書の内容を審査して、その内容が認定申請の際と変わらない（軽微な変更を除く）限りにおいて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、「吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業補助金交付決定通知書（様式第 8 号）」により通知します。なお、交付決定額が交付予定額（認定申請審査結果通知書に記載）を上回ることはありません。

（3）請求書の提出

補助金交付決定通知書の受領後、所定の期日までに「吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業補助金交付請求書（様式第 9 号）」を提出してください。請求書を確認した後、補助金の支払いを行います。

1 1 実績報告と補助金の確定・精算

（1）実績報告

補助を受けた団体は、原則として事業終了後 30 日以内、遅くとも令和 3 年 3 月 12 日（金）までに、「吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業実績報告書（様式第 12 号）」を吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議事務局へ提出してください。実績報告書には、「事業実施報告書（様式第 13 号）」、「収支決算書（様式第 14 号）」、及び事業の実施状況がわかる資料（写真等）を添付してください。収支決算書には領収書（要押印）の添付が必要です。

（2）確定通知及び精算

実績報告書の内容を審査して、補助金交付額を確定します。このとき、既に交付を受けた金額が確定金額を超える場合は、その超過分を返還していただきます。

なお、計画よりも多くの経費支出金額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、交付決定通知に記載のある補助金の額となります。

1 2 注意事項

（1）補助を受けた団体は、決定を受けた事業計画に基づいて事業を実施していただきます。事業が計画のとおり実施できるか事前に検討を重ね、大幅な変更が生じないようにしてください。

（2）事業を途中で止めたときや大幅に変更して実施したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

（3）事業実施に当たり、「吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業」であることを広報物（ポスター、ちらし等の印刷物やホームページ等）に明記し、吹田市制施行 80 周年記念ロゴマークを掲載してください。

（4）補助金の事務手続は、吹田市制施行 80 周年記念市民企画事業補助金交付要綱によります。（同要綱は市のホームページで御覧になれます。）

（5）補助対象経費に係る帳簿は、事業終了後 10 年間保管してください。

（6）市民の皆さんに市民企画事業を知っていただくために、広報紙「市報すいた」やホームページ等に認定された団体名、事業名、支援額等の一覧を掲載することがあります。

1 3 主催

吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議

1 4 お問い合わせ

吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議事務局（吹田市シティプロモーション推進室内）

電話：06-6318-6371（直通）

FAX：06-6384-1292

メール：city-pro@city.suita.osaka.jp

※申請者の個人情報（郵便番号、住所、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス等）につきましては、相談や審査等に関する連絡のために使用させていただきます。お預かりした個人情報については、「吹田市個人情報保護条例」等に基づき適正に管理いたします。

吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、吹田市制施行80周年を記念して市民自らが企画し、実施する事業に要する経費の一部に対し、吹田市制施行80周年プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）の予算の範囲内において吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金を交付することにより、市民主体による吹田市制施行80周年の全市的な機運の醸成を図ることを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 本事業の目的に賛同する任意団体、法人、市民団体などの団体（ただし、政治団体、宗教団体は除く）
- (2) 吹田市内を主な活動拠点とする団体
- (3) 3人以上で組織され、かつ、その構成員のうち3人以上が吹田市内に在住し、在勤し、又は在学している者である団体
- (4) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有している団体

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が吹田市で実施する事業、又は補助対象者が実施する主として吹田市民が事業の成果を享受する事業で、市民企画事業の目的を達成するものであり、所定の期間内に実現可能なものとする。

2 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず補助の対象としない。

- (1) 政治、宗教を目的とするもの
- (2) 特定の公職者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 市、大阪府その他の公共団体の補助金等の交付を受けているもの。ただし、プロジェクト会議が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (6) その他プロジェクト会議が補助事業として適当でないと認めるもの

（実施期間）

第4条 補助対象事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 経常的な運営費
- (2) 補助対象者の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- (3) 備品購入費
- (4) 食糧費
- (5) その他プロジェクト会議が不適当と認めた経費

（補助金の額）

第6条 補助金総額は、あらかじめプロジェクト会議が定めた予算の範囲内とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、20万円（既存事業の場合は10万円）を限度とする。ただし、事業に要する経費の総額から事業に係る収入（この要綱に基づく補助金を除く。）の合計額を差し引いた額の範囲内とする。

3 補助金の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（募集）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、申請により審査を受け、補助対象事業の認定を受けることとする。

2 認定を受けるための申請を受け付けるために、別に募集要項を定めるものとする。

(認定の申請)

第8条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を、前条第2項の募集要項で指定する日までに、プロジェクト会議に提出しなければならない。

- (1) 吹田市制施行80周年記念市民企画事業認定申請書(様式第1号)
- (2) 事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体概要書(様式第4号)
- (5) 会員名簿(様式第5号)
- (6) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの
- (7) その他プロジェクト会議が必要と認める書類

2前 項に定める認定の申請は、1団体につき、1事業とする。

(事業の審査及び決定)

第9条 認定の申請のあった事業の審査は、プロジェクト会議の委員が行い、認定の可否及び補助金交付予定額は、プロジェクト会議が決定する。

2 審査は、申請書類をもとに行うものとし、審査基準については、別に定める。

3 プロジェクト会議は、申請をした者に対して、必要に応じてプレゼンテーションの実施を求めることができるものとする。

(審査結果の通知)

第10条 プロジェクト会議は、前条の規定による審査結果について、認定の可否にかかわらず、当該申請をした者に対し、吹田市制施行80周年記念市民企画事業認定申請審査結果通知書(様式第6号)により通知する。

2 この場合において、プロジェクト会議は補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、認定について条件を付することができる。

(交付申請)

第11条 前条の規定により認定の通知を受けた者は、次に掲げる書類を別に定める期日までにプロジェクト会議に提出しなければならない。

- (1) 吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付申請書(様式第7号)
- (2) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 会員名簿(様式第5号)

(交付決定)

第12条 プロジェクト会議は、前条による申請を受けたときは、その内容が第9条の審査の際と変わらない(軽微な変更は除く)限りにおいて、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定し、申請者に対し、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により通知する。

2 この場合において、プロジェクト会議は補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(請求)

第13条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付団体」という。)は、指定する期日までに、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付請求書(様式第9号)をプロジェクト会議に提出しなければならない。

(交付)

第14条 プロジェクト会議は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第15条 プロジェクト会議は、天災地変その他補助金交付団体の責めに帰さない理由により補助金交付事業の全部又は一部

が中止となった場合は、中止になった時点までに要した経費のうちプロジェクト会議が必要と認める経費については、補助対象経費とすることができる。

(変更等承認申請)

第16条 補助金交付団体は、補助金の交付を受けた事業（以下、「補助金交付事業」という。）を変更し又は中止・取下げしようとするときは、吹田市制施行80周年記念市民企画事業計画変更等承認申請書（様式第10号）をプロジェクト会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更後の事業実施計画書（様式第2号）【変更時のみ】
- (2) 事業変更後の収支予算書（様式第3号）【変更時のみ】
- (3) 事業中止時までの事業実施報告書（様式第13号）【中止時のみ】
- (4) 事業中止時までの収支決算書（様式第14号）【中止時のみ】
- (5) 補助対象経費の支払を証する書類【中止時のみ】
- (5) 事業の実施状況がわかる資料【中止時のみ】

3 プロジェクト会議は、補助金交付団体から第1項に規定する計画変更等承認申請書が提出されたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 プロジェクト会議は、第1項の規定による補助事業の変更、中止又は取下げの申請を承認したときは、吹田市制施行80周年記念市民企画事業計画変更等承認兼補助金変更交付決定通知書（様式第11号）により当該補助金交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助金交付団体は、補助金交付事業完了後、原則として30日以内、遅くとも令和3年3月31日までに、次に掲げる書類をプロジェクト会議に提出しなければならない。

- (1) 吹田市制施行80周年記念市民企画事業実績報告書（様式第12号）
- (2) 事業実施報告書（様式第13号）
- (3) 収支決算書（様式第14号）
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類
- (5) 事業の実施状況がわかる資料
- (6) その他プロジェクト会議が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 プロジェクト会議は、前条の規定により事業報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付額確定通知書（様式第15号）により補助金交付団体に対し通知するものとする。

(精算)

第19条 プロジェクト会議は、補助金交付団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第20条 プロジェクト会議は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (3) 第22条又は第23条後段の規定に違反したとき
- (4) その他この要綱に違反したとき

2 プロジェクト会議は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、吹田市制施行80周年記念市民企画事業補助金交付決定取消兼返還通知書（様式第16号）により補助金交付団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 プロジェクト会議は、第16条第3項又は前条第1項により補助金の交付決定を取り消した場合に、補助事業等

の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金の交付を受け、返還すべき金額があるときは、当該金額をプロジェクト会議が指定する期日までにプロジェクト会議が指定する方法で返還しなければならない。

- 2 プロジェクト会議は、第18条により補助事業者等に交付すべき額が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該金額をプロジェクト会議が指定する期日までにプロジェクト会議が指定する方法で返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

第22条 補助金交付団体は、補助金交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金交付事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第23条 プロジェクト会議は、必要があると認めるときは、補助金交付団体に対し、補助金交付事業の実施状況について報告を求め、又は事務局職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助金交付団体は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、プロジェクト会議が必要に応じてその都度定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日まで適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により交付を受けた補助金について、第18条から第21条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則 (令和2年6月1日改正)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日まで適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第14条の規定により交付を受けた補助金について、第19条から第23条までの規定は、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

経費の種類	主なもの
報償費	講師、出演者等への謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	講師、出演者等(団体の構成員を除く)の交通費及び宿泊費
消耗品費	文具、その他の消耗品等(1個当たり3万円未満のものに限る)
印刷製本費	ちらし、ポスター等の印刷代、コピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
諸経費	その他、プロジェクト会議が当該事業実施に不可欠と認めた経費

備考

- 1 この表に掲げる経費であっても、社会通念上補助することが適当と認められないものについては、補助対象経費としない。
- 2 補助対象経費となる委託料は、その総額において補助対象経費の総額の2分の1未満であるものとする。

吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の大学及び研究機関が、吹田市制施行 80 周年記念として実施する事業（以下「大学主催事業」という。）に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業補助金を交付することにより、吹田市制施行 80 周年の全市的な盛り上げを図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 大阪大学
- (2) 大阪学院大学
- (3) 関西大学
- (4) 千里金蘭大学
- (5) 大和大学
- (6) 国立民族学博物館

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる項目全てを満たす事業とする。

- (1) 市制施行 80 周年の盛り上げを図ることを目的として実施するものであること。
- (2) 市制施行 80 周年という節目にふさわしく、本市の魅力増進や更なる将来の発展へつながるものであること。
- (3) 補助対象者自らが企画し、実施するものであること。
- (4) 原則、市内で実施し、広く市民が参加できるものであること。
- (5) 既存事業の場合、本補助金の目的に沿った内容を盛り込んだものであること。

2 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず補助の対象としない。

- (1) 政治、宗教を目的とするもの。
- (2) 特定の公職者（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
- (3) 営利を目的とするもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) 市、大阪府その他の公共団体の補助金等の交付を受けているもの。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (6) その他市長が補助事業として適当でないと認めるもの。

(実施期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費：講師、出演者等への謝礼等
- (2) 旅費：講師、出演者等の交通費及び宿泊費
- (3) 品費：文具、その他の消耗品等（1 個当たり 3 万円未満のものに限る）
- (4) 本費：ちらし、ポスター等の印刷代、コピー代等
- (5) 通信運搬費：文書の郵送料、配送料等
- (6) 保険料：イベント保険料、傷害保険料等
- (7) 委託料：専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
- (8) 使用料及び賃借料：会場借上げ料、各種機材レンタル料等
- (9) 諸経費：その他、市長が当該事業実施に不可欠と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 経常的な運営費
- (2) 補助対象者の構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- (3) 備品購入費
- (4) 食糧費
- (5) その他市長が不相当と認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額とし、25万円を限度とする。ただし、事業に要する経費の総額から事業に係る収入（この要領に基づく補助金を除く。）の合計額を差し引いた額の範囲内とする。

2 補助金の算出に当たり、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 吹田市制施行80周年記念大学主催事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める申請は、1大学等につき1事業とする。

3 補助金の交付申請期間は、令和2年4月1日から令和2年12月28日までとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、吹田市制施行80周年記念大学主催事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

この場合において、市長は補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(変更等承認申請)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、吹田市制施行80周年記念大学主催事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を、第7条各号に掲げる書類のうち、変更にかかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、吹田市制施行80周年記念大学主催事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象事業完了後、原則として30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 吹田市制施行80周年記念大学主催事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業実施結果報告書（様式第8号）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類
- (5) 事業の実施状況が分かる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により事業報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、吹田市制施行80周年記念大学主催事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により当該補助決定者に対し通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による補助金の交付確定通知を受けた補助決定者は、指定する期日までに、吹田市制施行80周年記念

大学主催事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第15条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第15条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市魅力部長が必要に応じてその都度定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和3年3月31日まで適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により交付を受けた補助金について、第14条から第16条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

1 この要領は、令和2年8月1日から施行し、令和3年3月31日まで適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により交付を受けた補助金について、第14条から第16条までの規定は、なおその効力を有する。

吹田市制施行80周年記念大学主催事業認定要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の大学及び研究機関が、吹田市制施行 80 周年記念として実施する事業（以下「大学主催事業」という。）を吹田市制 80 周年記念大学主催事業として認定することで、吹田市制施行 80 周年の全市民的な盛り上げを図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要領において認定を行う事業は、令和2年8月1日から令和3年3月31日までの期間に実施される事業であって、吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業補助金交付要領第1条から第3条（第2項第5号を除く。）を満たす事業のうち、補助金の交付を受けない事業とする。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする者は、事業を開始する概ね1か月前までに、吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(事業の認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により事業の認定を受けた者は、「吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業」の名称を使用することができる。

(認定内容の変更)

第5条 事業の認定を受けた者は、事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(認定の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業認定取消決定通知書（様式第3号）により事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 大学主催事業認定申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき
- (2) その他市長が大学主催事業として適当でないと感じたとき

(実施の報告)

第7条 事業の認定を受けた者は、事業完了後 30 日を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、吹田市制施行 80 周年記念大学主催事業実施報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に報告を行わなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の認定に関し必要な事項は、都市魅力部長が必要に応じてその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行し、令和3年3月31日まで適用する。

吹田市制施行80周年プロジェクト会議 委員名簿

平成31年4月1日時点

	役員名	委員名	所属団体及び役職
1	会長	柴田 仁	吹田商工会議所 会頭
2	副会長	長谷川 美津代	NPO法人 市民ネットすいた 理事長
		馬場 龍	NPO法人 吹田歴史文化まちづくり協会 理事長
4	会計	岡田 眞里	公益社団法人 吹田青年会議所 理事長
5	監事	山下 幸之	株式会社 ジェイコムウエスト吹田局 局長
6		石井 博章	一般社団法人 吹田にぎわい観光協会 代表理事

【企画・検討委員会】

	役員名	委員名	所属団体及び役職
1	委員長	片岡 誠	NPO法人 市民ネットすいた 理事・事務局長
2	副委員長	赤松 祐子	一般社団法人 吹田にぎわい観光協会 副理事長
3	-	堀田 裕二	吹田商工会議所青年部 会長
4	-	新宅 和彦	吹田商工会議所青年部 副会長
5	-	柳川 潔敬	公益社団法人 吹田青年会議所 副理事長
6	-	喜志田 哲也	公益社団法人 吹田青年会議所
7	-	春貴 勇力	NPO法人 市民ネットすいた 理事
8	-	半崎 智恵美	NPO法人 市民ネットすいた 理事
9	-	平山 浩美	NPO法人 吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
10	-	榊田 耕平	NPO法人 吹田歴史文化まちづくり協会 チーフスタッフ
11	-	宮本 昌佳	株式会社 ジェイコムウエスト吹田局 管理部長
12	-	川上 勝	株式会社 ジェイコムウエスト吹田局 地域プロデューサー
13	-	古川 由紀子	一般社団法人 吹田にぎわい観光協会 理事
14	-	福田 耕	公募委員
15	-	宮川 さとみ	公募委員

吹田市制施行80周年プロジェクト会議 委員名簿

令和2年1月22日時点

	役員名	委員名	所属団体及び役職
1	会長	柴田 仁	吹田商工会議所 会頭
2	副会長	長谷川美津代	NPO法人 市民ネットすいた 理事長
3	-	馬場 龍	NPO法人 吹田歴史文化まちづくり協会 理事
4	会計	小川 利幸	公益社団法人 吹田青年会議所 理事長
5	監事	山下 幸之	株式会社 ジェイコムウエスト吹田局 局長
6	-	石井 博章	一般社団法人 吹田にぎわい観光協会 代表理事

【企画・検討委員会】

	役員名	委員名	所属団体及び役職
1	委員長	片岡 誠	NPO法人 市民ネットすいた 理事・事務局長
2	副委員長	赤松 祐子	一般社団法人 吹田にぎわい観光協会 副理事長
3	-	堀田 裕二	吹田商工会議所青年部 会長
4	-	新宅 和彦	吹田商工会議所青年部 副会長
5	-	柳川 潔敬	公益社団法人吹田青年会議所 副理事長
6	-	喜志田 哲也	公益社団法人吹田青年会議所
7	-	春貴 勇力	NPO法人 市民ネットすいた 理事
8	-	半崎 智恵美	NPO法人市民ネットすいた 理事
9	-	平山 浩美	NPO法人吹田歴史文化まちづくり協会 副理事長
10	-	榊田 耕平	NPO法人吹田歴史文化まちづくり協会 チーフスタッフ
11	-	宮本 昌佳	株式会社ジェイコムウエスト吹田局 管理部長
12	-	八木 浩子	株式会社ジェイコムウエスト吹田局 地域プロデューサー
13	-	古川 由紀子	一般社団法人吹田にぎわい観光協会 理事
14	-	福田 耕	公募委員
15	-	宮川 さとみ	公募委員

吹田市制施行 80 周年プロジェクト会議企画・検討委員会 専門部会の構成

	専門部会	主な担当事業	委員名（敬称略）
1	プロモーション楽曲制作部会	<ul style="list-style-type: none"> ・プロモーション楽曲の制作 ・葉加瀬太郎コンサート ・Suita Brass Fes 2020～響け！ Home Suita Home 	☆喜志田 新宅 平山 宮川
2	PR部会	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズ・ロゴマークの制作 ・PR 動画の制作 ・専用 HP の開設、SNS での専用アカウントの開設 ・大阪モノレール車内広告 ・阪急バス後部広告 ・ポスター等の制作 ・吹田市情報発信プラザ（Inforest すいた）での PR 展示 ・市役所正面玄関パネルの制作 	☆宮本 半崎 栢田 古川
3	グッズ部会	<ul style="list-style-type: none"> ・年賀状販売 ・80 周年記念デザインのすいたんマスコットの販売 ・80 周年記念デザインのすいたん着ぐるみの制作 ・ノベルティの制作 ・アサヒビール「吹田市 80 周年デザインラベル」の制作 	☆堀田 柳川
4	市民参加部会	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージフォトプロジェクト ・火水木世界大会 ・火水木動画等の制作 ・あなたにとっての吹田展 	☆春貴 片岡 赤松 八木 （令和 2 年 1 月 14 日から） 川上 （令和 2 年 1 月 13 日まで） 福田

● ☆が付いた委員は専門部会の部会長

● 吹田未来郵便局、吹田市制 80 周年×大阪モノレール 30 周年記念イベント、市民企画事業 は、各専門部会ではなく企画・検討委員会全体で実施。